

# おおさかの 住民と自治

2022.11

(通巻第528号)

発行:

一般社団法人  
大阪自治体問題研究所

(発行人: 梶 哲教)

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館5F

TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228

<http://www.oskjichi.or.jp/>

定価200円(消費税含む)

会員は会費に含まれます



・連載・

## 憲法を生かす

### 憲法25条の生存権保障の確立をめざして —生活保護基準の引き下げは国民生活の底が抜ける

全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連） 大口 耕吉郎

#### I 安倍自公政権による

##### 生活保護基準の引き下げ

安倍自公政権は、2013年に戦後最大の生活扶助基準（生活費のこと―大口）の引き下げを強行し、その後も、次々と保護基準を引き下げました。その総額は小泉政権時代の2004年以降の老齢加算廃止をふくめると、1470億円になります。このうち安倍政権が引き下げたのは1170億円（全体の約80%）です（表1）。

40代夫婦で子ども2人（小中学生）の世帯や、子ども2人（小中学生）がいる40代の母子世帯は2万円以上も減額されました（表2）。75歳の高齢者は、老齢加算が廃止される前と較べると2万2千円以上の減額となっています。<sup>2</sup>

表1 小泉・安倍政権のもとでの生活保護基準の引き下げ

年度	項目	引き下げ額
2004年	老齢加算	300億円
2013年	生活扶助	670億円
2013年	期末一時扶	70億円
2015年	冬季加算	30億円
2015年	住宅扶助	190億円
2020年	生活扶助他	210億円
合計		1470億円

\*老齢加算は廃止、その他の加算および扶助は減額。  
2020年は母子加算なども減額。

この結果、1級地――1の地域の場合、  
どれだけ減額されたか

表2 2004年～2020年の連続引き下げによる生活保護費減額

年 度	40代夫婦子2人(小中生)	40代母子子2人(小中生)	75歳単独高齢者
2004年			9万3850円
2012年	22万0050円	21万2720円	7万5770円
2020年	19万6010円	19万0490円	7万0900円
減額金額	▲2万4040円	▲2万2230円	▲2万2950円

表3 引き下げによって節約するもの

(単位: %)

年 度	食 費	衣類の購入(下着)	交際費
2006年	79.8	82.5	49.3
2022年	93.2	92.3	84.6

(2006年322名分・2022年247名分)

①90%以上が食費や衣類購入を節約  
大生連は、毎年夏と年末に大阪府・大

### III 生活保護基準の引き下げによって暮らしがどう変化したか

これに対し、2014年に全国1千人以上(大阪は53人)の生活保護利用者が「引き下げは憲法違反だ」と提訴。その後、大阪・熊本・東京地裁で勝訴したのは周知の通りです。<sup>2</sup>

#### ②人とのつきあいができなくなる

加えて、2006年と比べてぐんと上がったのが「交際費の節約」です。2006年49%だったのが、2022年には80%以上となりました。

引き下げによって、「冠婚葬祭への出席や病気見舞いなどができなくなつた」と多くの人が回答。裁判では78歳の女性が意見陳述をし、「友人と行く月一回のカラオケ代700円が出せなくなつた」と訴えました。

生活扶助の引き下げは親族や友人とのつきあいをなくします。貧困による恐ろしさは、暮らしおのやりくりの苦しさにとまらず、「社会から排除」され、「孤立」し、人間性を「喪失」することです。

阪市生活保護交渉を行っています。交渉に先立つて、1993年からアンケート活動を開始しました。活動は、府下の生活と健康を守る会に保護利用会員が集まり、話し合い、書き込みをします。

近年、重視しているのが、基準引き下げによって「何を節約しているか」です。比率がいちばん高いのは食費です。「3食を2食にする」「おかげの品目を減らす」などと回答。次に多いのが「衣類の購入を控える」です。これはおもに下着です(表3)。深刻な暮らしの実態が表れてています。

【原告女性・77歳の大坂地裁での意見陳述】

私は中学卒業後に毛布の図案を描く機織り、看護助手、営業などをしながら2人の娘を育ててきました。2000年にカラオケ店を開業しましたが、赤字続きになりました〔略〕そのため2013年12月に生活保護を申請しました。医師から「バランスのとれた食事をするように」と言われても、作りおきした同じ総菜を何日も食べざるをえず、バランスのとれた食事をすることはできません〔略〕今いちばんつらいのは、人のつきあいを諦めざるをえなくなつたことです。〔略〕(生活保護基準の引き下げは)みんなの生活をますます苦しくするばかりです。

③猛暑の中でもエアコンがつけられないアンケートでは90%の人が「エアコンがある」と回答していますが、半数の人にはつけていません。「電気料金がどれだけになるか、恐ろしくてつけられない」

からです。今年のアンケートでも電気料金は、44%の世帯が月5千円未満です(月1万円未満は69%)。このため熱中症になる人が多いのです。

## IV 憲法25条の生存権/ ナショナルミニマム

1960年10月19日、東京地裁で朝日訴訟<sup>3</sup>の判決文には、憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」について、次のように書かれています。

「『健康で文化的な』とは決してたんなる修飾ではなく、その概念にふさわしい内実を有するものでなければならぬ」「略」国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずではなく、「略」「人間に値する生存」「略」を可能ならしめるような程度のものでなければならぬ【略】その具体的な内容は決して固定

的なものではなく通常は絶えず進展向上しつつあるもの」

## V 最後に

生活保護基準の引き下げは生活保護利

用者だけの問題にとどまりません。保護基準は多くの制度と連動しています。現に、就学援助は2013年の生活扶助基

準引き下げによって、28万人の生徒が認定除外となっています。生活保護基準の引き下げは国民最低生活の底が抜けます。

それだけではありません。基準引き下げは、最低賃金にも影響します。

2007年に改正された最低賃金法9条3には「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と明記しています。この「整合性に配慮」の意味について、法改

1 生活保護基準の級地は1級地から3級地となっている。大阪でいえば1級地は大都市と隣接する市(大阪市や堺市、吹田市など)、2級地は大都市から離れた中小都市(富田林市など)、3級地は郡部(能勢町、岬町など)。

2 3地裁の判決内容や、全国の裁判の進捗状況は、「いのちのとりで裁判全国アクション」HPを参照。

3 1957年、国立岡山療養所に入院中の朝日茂氏(生活保護利用者)が、厚生大臣(当時)を相手に起こした訴訟。周知の通り、憲法25条の「健康で文化的な生活を営む権利」とは何かを争った(東京地裁は勝訴)。

趣旨であることが、繰り返し確認されています。

生活保護基準引き下げ違憲訴訟もふくめた、生活保護基準の引き上げの闘いは、労働運動と一体となつた闘いが求められています。

また、自治体の窓口では、法にもとづく受付と決定を行うとともに、そのための体制確保が大切です。